

令和6年 第3回 東彼杵町議会定例会会議録

令和6年第3回東彼杵町議会定例会は、令和6年9月19日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	大安 義和 君	2 番	児玉 隆行 君
3 番	構 浩光 君	4 番	吉永 秀俊 君
5 番	尾上 庄次郎 君	6 番	大石 俊郎 君
7 番	口木 俊二 君	8 番	浪瀬 真吾 君

2 欠席議員は次のとおりである。

な し

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	高月 淳一郎 君	産 業 振 興 課 長	楠本 信宏 君
税 財 政 課 長	山下 勝之 君	建 設 課 長	森 英三朗 君
長寿ほけん課長	前平 英利 君	水 道 課 長	岡木 徳人 君
こども健康課長	氏福 達也 君	教 育 次 長	岡田 半二郎 君
町 民 課 長	小林 竹哉 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	井上 晃 君	主 任 書 記	梶川 美穂 君
--------	--------	---------	---------

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 議案第 45 号 東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 議案第 46 号 令和6年度東彼杵町一般会計補正予算(第3号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 議案第 47 号 令和6年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 議案第 48 号 令和5年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 議案第 49 号 令和5年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)

- | | | |
|--------|------------------------|---|
| 日程第 6 | 議案第 50 号 | 令和 5 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 7 | 議案第 51 号 | 令和 5 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出
決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 8 | 議案第 52 号 | 令和 5 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認
定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 9 | 議案第 53 号 | 令和 5 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認
定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 10 | 議案第 54 号 | 令和 5 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
の件
(委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 11 | 議案第 55 号 | 令和 5 年度東彼杵町水道事業会計利益剰余金処分の議決及び決算
の認定について
(委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 12 | 議案第 56 号 | 令和 5 年度東彼杵町公共下水道事業会計利益剰余金処分の議決及
び決算の認定について
(委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 13 | 議案第 58 号 | 龍頭泉駐車場落石防護柵修繕工事請負契約について |
| 日程第 14 | 議案第 59 号 | 千綿小学校スクールバス購入について |
| 日程第 15 | 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件 | |
| 日程第 16 | 議員派遣の件 | |

6 閉 会

開 議（午前 9 時 28 分）

○議長（浪瀬真吾君）

おはようございます。

定刻前ですけど、ただいまの出席議員数は 8 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

それでは、これから議事に入ります。

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

議事に入る前に、私の一般質問の訂正についてちょっと訂正したい事項がございますので、お願いしたいと思います、許可を。

訂正したいところはですね、耕作放棄地解消という質問の中で、令和 5 年度主要な施策の成果に関する報告書、ここにありますけれども、この 63 ページ、63 ページに記載してあります、「遊休農地解消防止のため、ハゼ・オリーブ等の果樹苗木を配布し」という文言が記載してありますけれども、これを引用して一般質問を行いました。

しかしながら、その後、決算委員会におきまして、町当局から令和 5 年度主要な施策の成果に関する報告書の訂正表が配布されました。その訂正表の中に、「ハゼ・オリーブという文言をブルーベリーに訂正する」とこのようにありました。

したがって、この訂正表を受けまして、私の発言を、ハゼ・オリーブからブルーベリーに訂正をさせていただきたいと思います。以上です。

また、町長も、私の一般質問の中で、ロハスの郷の改修金額を約 1300 万円と発言をされました。しかし、決算審査委員会の審査の過程において、正確には約 1871 万円ということが判明いたしました。

また、維持管理費も約 30 万円と発言されましたが、これまた正確には約 50 万円ということでありましたので、町長にこのところのですね、訂正を、発言を求めたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私の発言につきまして申し訳ございません。

ちょっと私もその時町長じゃなかったもので、議員だったものですから、あやふやな記憶でございます。

実は 1300 万円と申しましたのは、委託料が大体そのぐらいだったんですね。先ほど大石議員もおっしゃったように、いろいろな諸経費を入れて 1871 万 5000 円、誠に申し訳ございません。訂正をいたします。

維持管理費も確かに 30 万円と言いましたけれど、50 万円に訂正をお願いいたします。

日程第 1 議案第 45 号 東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部
を改正する条例
(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 1、議案第 45 号東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。産業建設文教常任委員会、児玉隆行委員長。

○産業建設文教常任委員長（児玉隆行君）

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 45 号 東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

2 審査年月日

令和 6 年 9 月 6 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は、下水道事業の経営改善のため、使用料について一律 4.4 パーセントの増額改定を行い、また、下水道の使用開始、休止等に係る使用料額の算定基準を廃止するものである。

慎重に審査した結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、将来的な水洗化人口減少を踏まえ、下水道施設の適切な維持管理による経費軽減や老朽化が進む施設の更新計画及び経営健全化に向けた取組みを町民へ説明すべきとの意見がありました。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終了します。

これから、議案第 45 号の討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで、議案第 45 号の討論を終わります。

これから、議案第 45 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 45 号東彼杵町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 46 号 令和 6 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）

（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 2、議案第 46 号令和 6 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。総務厚生常任委員会、構浩光委員長。

○総務厚生常任委員長（構浩光君）

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 46 号 令和 6 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）

2 審査年月日

令和 6 年 9 月 9 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、関係課長、関係係長の出席を求め総務厚生常任委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 1755 万 6000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 75 億 6646 万円とするものである。

今回の補正予算は、歳出では、議会費にペーパーレス会議システム導入関連経費 292 万 7000 円、総務費に東彼杵町新庁舎整備に係る基本設計作成等業務委託料など 2618 万 7000 円、民生費に各種国県補助金前年度精算返還金や児童家庭相談等管理システム導入業務委託料など 4650 万 7000 円、衛生費に新型コロナ予防接種委託料など 1263 万円、教育費に社会教育施設撤去に係る石綿事前調査業務委託料など 1641 万 6000 円を追加計上するものである。

歳入については、特定財源として、国庫支出金 1772 万 1000 円、県支出金 268 万 9000 円、繰入金 3618 万 6000 円、町債 200 万円などを計上し、一般財源として繰越金 5891 万円が追加計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で 2 款 1 項 5 目財産管理費 12 節、委託料の東彼杵町新庁舎整備に係る基本設計作成等業務委託料について、住民への説明が不十分であり、早急に住民説明会を何回も実施するべきとの意見がありました。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、委員長に対する質疑を行います。

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

委員長にちょっとお伺いしたいんですけど、委員会においてですよ、この、今最後に下りがありました新庁舎整備に係る基本設計作成等業務委託料 2618 万 7000 円について委員会の中で議論をなされましたですね。その中において、委員は 5 名だった、委員長除いて 5 名だったんですけども、委員長を除けばですね。委員の中でこのまま補正予算を通すべきという委員の数、いやそうではないと、この庁舎設計委託料を 2618 万 7000 円を減額すべき意見があったかと思えますけれども、その賛成した数と反対した委員の数、委員の数を教えてくださいませんか。

○議長（浪瀬真吾君）

総務厚生常任委員会、構浩光委員長。

○総務厚生常任委員長（構浩光君）

今、大石議員から質問がありました質問に回答いたします。賛成者は 5 名でした。反対者が 2 名でした。以上です。

○——△——

——△——△——

○総務厚生常任委員長（構浩光君）

私は除いて、賛成者は 4 名です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終了します。

これから、議案第 46 号の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

先ほど委員長にもありました反対者の中の委員の 1 人でございます。

私は、議案 46 号、2 款 1 項 5 目財産管理費 12 節委託料で計上されております東彼杵町新庁舎整備に関わる基本設計作成等業務委託料 1750 万 4000 円。これは支障木伐採業務委託料追加料金も含んでおりますのでそれを除いた金額になります。の計上に反対するものであります。他の予算計上には賛成するものであります。

本来なら減額修正案を提出するものでありますが、委員会で否決されましたので、これも叶わず、本会議にて反対理由を述べるものであります。以下、反対理由について申し述べます。

反対理由、大きく二つあります。

反対理由その 1、9 月 7 日土曜日の長崎新聞に、長崎新聞がここにございます。9 月 7 日。7 日の長崎新聞に近く有識者による諮問会議を設置し、住民との意見交換会も開くといった記事が掲載をされていました。

であれば、少なくとも住民との意見交換が十分尽くされた後、今回の予算を計上すべきものと私

は考えております。

基本設計作成等業務委託料を本会議で可決した後、住民との意見交換会を行うという町当局の手順は、私は逆であり、適切性を欠いているものと思っております。

また、令和5年3月に株式会社長大、ここに株式会社長大の報告書35ページにわたる東彼杵町新庁舎整備に係る技術的業務委託報告書というのが町に提出をされています。これは私はホームページからとったもので、議員皆さん各位目を通しておられないと思います。

本来は、この報告書等に基づいて、昨年3月以降、令和5年3月以降、町民との意見交換会をなされるべきだったのではないかと考えているわけでございます。

昨年11月、埼玉県小鹿野町の新庁舎視察に私たち議員は調査に行っていました。

その調査、委員長の調査報告書令和5年11月20日の中にも、小鹿野町役場庁舎整備の基本的な考え方について、町政懇談会及び住民説明会を18回行ったと報告をしております。

小鹿野町は、このように予算を審議する前に、予算を審議する前ですよ、町民への説明会を18回も行っているわけでございます。

これらの報告書に基づき、町民との意見交換会を行う時間と材料は十分あったにもかかわらず、そのことを今まで怠ってきたことは、私は町当局の怠慢とも言えます。

2年前の町政懇談会において説明してきたと総務課長はこの前のこの審議の時に述べておられましたけれども、私は、東町自治会の自治会員ですけれども、その言葉は、新庁舎の新しい字も出てきておりません。議事録は残っておりますから明確です。

それから、私の東町だけではございません、他の34地区を確認して聞いてみました。聞いて、新庁舎のことに絞って行われたところは一つもございません。ほとんどの地区が、地区懇談会、地区のテーマに、問題点に絞った懇談会であったとほとんどの当時の区長は、区長さんが答えておられました。

したがって、私は町民への説明責任が十分尽くされたとは思っておりません。

反対理由、大きな反対理由その2、新庁舎建設事業は、町の見積もりでは15億から17億を要するという大事業。建設費用の約半分を借金に依存する大事業。その借金返済の大部分、大部分ですよ、大部分を若い方々に依存するという大事業。そして借金返済に当たる10年後、20年後の東彼杵町の人口は5000、そして4000人にもなるとも言われています。

その少ない人口でこの大きな金額を、借金を返済していかなければなりません。

隣の川棚町、波佐見町は、熊本大震災の後に計画をやったために、国から約半分の補助金が出ました。約半数と聞いております。

で、東彼杵町は少なくとも補助金は、受けて、受ける機会を失したので、なぜなら、その時の、前の町長の時は、新庁舎にするか、既存の施設にするか、非常に揺れ動いていた時がありました。だから、その時期を失した、されたわけでございます。

非常に、新庁舎を造るとしたら、その機会を大きく失ってしまったなど、大きな機会を失ってしまったなどは私に思っているわけでございます。

町には、この他にもたくさん多額のお金を掛けなければいけない事業が待っております。

例えば、例えば、近い将来、小学校・中学校長寿化で今やっておりますけれども、これもいつまでもそれがもつわけでもございません。10年後ぐらいには建て替え事業ということを検討しなけ

ればならない事業だと、校舎だと思っております。

千綿女子高等学園跡地にある建物も先日町長は、これは解体しなければいけないというふうに答えておられました。

また、大型スーパーマーケット進出に伴う現在の図書館、にこにこはうす、商工会議所跡地の建物の解体費用、これまた大きなお金が掛かります。

そして、これからまた全員協議会で説明あります工業団地造成に伴う、これまたそれに付随した町道の整備、これも進めていかなければ、これにもおそらく莫大な町道整備のお金を投入しなければいけないのかな思っているわけでございます。

また、川棚ごみ処理施設等の返還費用がいつまで続くかこの前決算委員会の時にお尋ねしましたら、令和15年度、15年まで、15年まで。約トータルしましたら、約4億8000万円の金額が予定されております。毎年5000万円を超える金額でございます。

三根副町長は、前の、二、三年前のこの新庁舎建設問題の時に、川棚ゴミ施設のこの今私が申し上げた借金の返還が終わらないと新庁舎建設は困難とも説明をしておられました。記憶にあられるかわかりませんが、私は記憶はまざまざと残っております。

ということは、返済が令和15年ですから、15年にならないと新庁舎は着手できないということになるわけでございます。

その他にも水道管老朽化に伴う計画的更新に、町の計画ですよ、計画更新に10年間で約40億円、毎年4億円の金額が必要だと。また、町道の整備にも10年間で毎年4億円、10年間で約40億円のお金が必要と町は試算しております。

このように途方もない、途方もない財源の支出が予定されているのであります。

このような、このようなことも町民皆さまに十分説明すべきことであろうかと思っているわけであります。

私も現庁舎で良いとは考えておりません。今の庁舎よりも十分耐震化された施設である総合会館や歴史民俗資料館、そして耐震化されている、この議会棟は耐震化されております。町長の所も耐震化されております。耐震化されている現庁舎の一部を活用するという案があるということも町民に十分説明する必要はあろうかと思っているわけでございます。

町民の方々には、新庁舎建設よりも子どもたちの施設、生活に密着した整備を優先すべきではないのか、町の将来の財政は大丈夫なのかという声に対し、本委託料を議会に計上する前に、町当局も私たち議会も町民の声を十分聞き、説明する必要があるのではないのかなと思っているわけでございます。

これは私も自己反省になりますけれども、まだこの新庁舎建設に関して、各団体、各地区に住民に対して説明会を開いたという提案したということは1回もありません。

一部議員の中には本委託料を可決成立させないとスタート台に立てない、意見交換が始められないという意見がありました、委員会の時。

しかし、それは2つ論点があると思います。

まず新庁舎にするか既存の施設にするかという案。このスタート台に立てないというのは委託料とグラウンドデザインができません、新庁舎の。新庁舎の中をどうするかという意見を求めるやつは、確かに設計委託料を作らないと意見交換会は始められないのであります。

だから、意見交換会、住民の説明会を開くのは2つの論点がある。新庁舎でいくのが既存していくのかという論点と、今度新庁舎をできた、造りとなった時に、今度は新庁舎の中のデザインをどうするかということに対する住民説明会をどうするか。こういうことであろうかと思います。

だから、私はこの一議員の主張に今回の本委託料の正当性、これが私はあるとは思っていないわけでございます。

なぜ委託料を可決成立させないと、住民、町民への説明会が開けないのかよくわかりません。小鹿野町は、予算成立前に住民説明会を18回も行っているわけであります。

このように、長々と反対理由を述べてまいりました。

したがって、私は議案第46号からこの委託料を減額した予算にすべきという考え方に立脚しているんですけども、これ全部反対しないとどうしようもないということで、他の議案は賛成したいのはやまやまなれど、減額した修正案が出ない以上、今議案に反対せざるを得ないという意見でございます。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。1番議員、大安義和君。

○1番（大安義和君）

私は去る9月9日に開催された総務厚生常任委員会で上程された議案第46号令和6年度東彼杵町一般会計補正予算（第3号）の採決において、東彼杵町新庁舎整備に係る基本設計作成等業務委託料については、町民に対しての説明がまだまだ必要ではないのか。また、新庁舎建設においても住民との合意形成が不十分ではないかとの思いがあり、時期尚早の事業であると判断して反対の立場をとりました。

しかしながら、この補正予算にはペーパーレス、議会導入のための関連経費、むつみ荘並びに農民研修センター解体に係る石綿事前調査費、またコロナ予防接種料等緊急かつ重要な事案の補正予算が計上されており、これらの補正予算に反対することは私の本意とするところではありません。

本来なら、東彼杵町新庁舎整備に係る基本設計作成等業務委託料を減額した修正案が提出されることが望ましかったのですが、それも叶いませんでした。

よって総務厚生常任委員会では反対でしたが、熟慮の末、原案に賛成とさせていただきます。

私の思慮の浅はかさから各議員並びに関係各位にご迷惑をおかけしたことを心からお詫び申し上げます。

○議長（浪瀬真吾君）

次に、反対者の発言を許します

他に討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

賛成者の発言を許します。3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

今回新庁舎問題で計上をしてあります。

これは3年間でですね、計画をなされますので、その中で懇話会ですね、懇話会の委員会の委員さんの選出をされて、その中で論議されます。そしてその論議されたものをまた住民に知らせると

いうことをまだ大事かと思っております。

それから、大石議員からですね、発言がありました、私も総務厚生常任委員長として総務課長からですね、町政懇談会のレジメをもらっております。

その中ではですね、1、過疎地域指定について、2、新庁舎建設について、3、マイナンバーカードのストック促進についてということで34地区のうち29地区に説明がっております。

それで大石議員が言われた東町ですね、東町の地区でもですね13名の方が出席されていて、ある方から新庁舎についての質問がっております。以上です。賛成のほうに賛成いたします。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんね。

これで討論を終わります。

これから、議案第46号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（浪瀬真吾君）

起立多数です。

したがって、議案第46号令和6年度東彼杵町一般会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第47号 令和6年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第1号） （委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第3、議案第47号令和6年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。総務厚生常任委員会、構浩光委員長。

○総務厚生常任委員長（構浩光君）

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第47号 令和6年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

2 審査年月日

令和6年9月9日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、税財政課長、長寿ほけん課長の出席を求め総務厚生常任委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1764万5000円を追加し、歳入歳出予

算の総額をそれぞれ 8 億 6064 万 5000 円とするものである。

今回の補正予算は、歳出では、人事異動に伴う給与等の補正により総務費を 25 万 2000 円減額し、介護予防サービス費において利用者の増加により保険給付費に 170 万円、在宅医療介護連携支援センター委託料の増額等により地域支援事業費に 44 万 3000 円、令和 5 年度介護給付費負担金等の精算に伴う返還金として諸支出金に 1575 万 4000 円を追加計上するものである。

歳入については、総務費の減額等に伴い、一般会計繰入金を 6000 円減額し、保険給付費及び地域支援事業費の法定負担分及び一般財源として、国庫支出金に 62 万 7000 円、支払基金交付金 46 万 2000 円、県支出金 33 万 8000 円、繰越金に 1622 万 4000 円が追加計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終了します。

これから、議案第 47 号の討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで議案第 47 号の討論を終わります。

これから、議案第 47 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 47 号令和 6 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

- | | | |
|-------|----------|---|
| 日程第 4 | 議案第 48 号 | 令和 5 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 5 | 議案第 49 号 | 令和 5 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 6 | 議案第 50 号 | 令和 5 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 7 | 議案第 51 号 | 令和 5 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |

- (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 議案第 52 号 令和 5 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 議案第 53 号 令和 5 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 10 議案第 54 号 令和 5 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 11 議案第 55 号 令和 5 年度東彼杵町水道事業会計利益剰余金処分の議決及び決算の認定について
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 12 議案第 56 号 令和 5 年度東彼杵町公共下水道事業会計利益剰余金処分の議決及び決算の認定について
(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（浪瀬真吾君）

次に、日程第 4、議案第 48 号令和 5 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第 5、議案第 49 号令和 5 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 6、議案第 50 号令和 5 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 7、議案第 51 号令和 5 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 8、議案第 52 号令和 5 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 9、議案第 53 号令和 5 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 10、議案第 54 号令和 5 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 11、議案第 55 号令和 5 年度東彼杵町水道事業会計利益剰余金処分の議決及び決算の認定について、日程第 12、議案第 56 号令和 5 年度東彼杵町公共下水道事業会計利益剰余金処分の議決及び決算の認定について、以上 9 議案を一括議題とします。本案について、委員長の報告をそれぞれ求めます。決算審査特別委員会、構浩光委員長。

○決算審査特別委員長（構浩光君）

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 48 号 令和 5 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

令和 6 年 9 月 10 日から 12 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、関係課長、会計管理者、教育次長及び関係係長に出席を求め委員会を開催しました。

令和5年度決算の収支は、歳入総額65億5230万2000円（対前年度比0.7%減）、歳出総額は62億697万1000円（対前年度比1.4%減）と共に減少している。

形式収支は3億4533万1000円となっているが、翌年度への繰越財源1億9838万円を控除した実質収支は1億4695万1000円（実質収支比率4.5%）となり、前年度より31.1%の減となっている。

単年度収支は6648万2000円の赤字となり、基金の積み立て（81万6000円）と合わせ実質単年度収支も6566万7000円の赤字となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、①県工業団地法面等除草作業は、除草作業の現場を視察され作業の効率化について検証されたい。②バスロケーションシステム導入事業の有効活用を図られたい。③固定資産税過年度還付金は、資産評価誤りが原因のため、慎重な業務を遂行されたい。④高齢者タクシー利用助成金は、対象者・地域、デマンド交通運行開始により見直しを検討されたい。⑤避難行動要支援者管理システムの運用は、慎重に活用されたい。⑥農業者年金受給者協議会活動において、被保険者の保険加入率が低迷しているので農業者年金の魅力について広報し、加入促進を図られたい。⑦東そのぎロハスの郷の維持管理費が毎年約50万円支出されている。施設に約1871万円の財源を投入し改修された施設であり、町当局は、持ち主に返却を検討されているが、有効活用ができないか再度検討されたい。⑧町道補修工事で緊急を要する箇所については、東彼杵町総合管理計画に基づいて予算の確保を検討されたい。⑨やすらぎの里公園の案内看板用地が、借地料として支出されているが、看板の町有地への移設、または、用地購入等長期的視点での費用対効果を検証されたい。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第49号 令和5年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

令和6年9月10日、12日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、長寿ほけん課長及び関係係長に出席を求め委員会を開催しました。

令和5年度決算の収支は、歳入総額10億9146万9000円（対前年度比0.7%増）、歳出総額10億7522万9000円（対前年度比2.4%増）で、前年度より歳入、歳出ともに増額決算となっている。

実質収支は1624万円であるが、前年度実質収支3284万円が含まれているため単年度収支

は 1660 万円の赤字となっている。

なお、令和 5 年度は財政調整基金への積み立ては 2 万 3000 円となっており、実質単年度収支は 1657 万 6000 円の赤字であった。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、保険税の滞納分については、不納欠損が生じないように徴収の強化を図られたいとの意見がありました。

○議長（浪瀬真吾君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 11 分）

再 開（午前 10 時 11 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

決算審査特別委員会、構浩光委員長。

○決算審査特別委員長（構浩光君）

1 付託された事件

議案第 50 号 令和 5 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

令和 6 年 9 月 10 日、12 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、長寿ほけん課長及び関係係長の出席を求め委員会を開催しました。

令和 5 年度は予算現額 8 億 5000 万円に対し、歳入総額 8 億 7525 万 6000 円（対前年度比 2.4%増）、歳出総額 8 億 3572 万 9000 円（対前年度比 2.7%増）となり、実質収支は 3952 万 7000 円で、前年度実質収支が 4063 万 7000 円、積立金 801 万 9000 円があり、実質単年度収支は 690 万 9000 円の黒字となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、保険料の滞納分については、不納欠損が生じないように徴収の強化に努められたい。

また、ふれあいいきいきサロンの健康相談・健康教育などの健康づくりの取り組みや、いきいき百歳体操の普及啓発を図られたいとの意見がありました。

続きまして。

1 付託された事件

議案第 51 号 令和 5 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

令和 6 年 9 月 10 日、12 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、税財政課長及び関係係長の出席を求め委員会を開催しました。

令和 5 年度は、歳入総額 1698 万 3000 円、歳出総額 1667 万 5000 円となっている。実質収支は 30 万 8000 円となり、前年度実質収支は 30 万 8000 円であることから、単年度収支は 0 円となり、積立金 3000 円、積立金の取崩し 1667 万 2000 円により、実質単年度収支は 1666 万 9000 円の赤字となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

次、お願いいたします。

1 付託された事件

議案第 52 号 令和 5 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

令和 6 年 9 月 11 日、12 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、水道課長及び関係係長の出席を求め委員会を開催しました。

令和 5 年度は、歳入総額 5240 万 5000 円（対前年度比 31.2%増）、歳出総額 4317 万 9000 円（対前年度比 17.6%増）となっている。実質収支は 922 万 6000 円で、実質単年度収支は 610 万 6000 円の黒字となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、接続率の向上に努められたいとの意見がありました。

次、お願いいたします。

1 付託された事件

議案第 53 号 令和 5 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

令和 6 年 9 月 11 日、12 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、水道課長及び関係係長の出席を求め委員会を開催しました。

令和 5 年度は、歳入総額 1701 万 7000 円（対前年度比 92.5%増）に対し、歳出総額は 1055 万 4000 円（対前年度比 48.1%増）となっている。実質収支は 646 万 3000 円で、実質単年度収支は 486 万円の黒字となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、接続率の向上に努められたいとの意見がありました。

次、お願いいたします。

1 付託された事件

議案第 54 号 令和 5 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

令和 6 年 9 月 10 日、12 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、長寿ほけん課長及び関係係長の出席を求め委員会を開催しまし

た。

令和5年度は、歳入総額1億2844万7000円、歳出総額1億2695万1000円となっている。
実質収支は149万6000円となり、実質単年度収支は34万9000円の赤字となっている。

被保険者1人当りに換算した年間給付額は99万6000円となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

次、お願いいたします。

1 付託された事件

議案第55号 令和5年度東彼杵町水道事業会計利益剰余金処分の議決及び決算の認定について

2 審査年月日

令和6年9月11日、12日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、水道課長及び関係係長の出席を求め委員会を開催しました。

令和5年度の収益的収入は、予算額2億5511万6000円に対し、決算額2億5453万4000円で58万2000円の減となり、収益的支出が予算額2億4279万円に対し、決算額2億4526万5000円、不用額△247万5000円となっている。

資本的収入は、予算額2億6877万円に対し、決算額2億3446万7000円で3430万3000円の減となっている。資本的支出が予算額3億180万5000円に対し、決算額2億5814万円、翌年度繰越額2530万円で不用額1836万5000円となっている。

資本的収支の差引2367万3000円は、過年度分損益勘定留保資金365万6000円、当年度分消費税資本的収支調整額2001万6000円で補てんされている。

慎重に審査した結果、全委員一致原案可決及び認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、有収率の向上に努められたいとの意見がありました。

老朽管更新計画については、東彼杵町総合管理計画に基づいて、予算の確保を検討されたいとの意見がありました。

次、お願いいたします。

1 付託された事件

議案第56号 令和5年度東彼杵町公共下水道事業会計利益剰余金処分の議決及び決算の認定について

2 審査年月日

令和6年9月11日、12日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、水道課長及び関係係長の出席を求め委員会を開催しました。

令和5年度の収益的収入は、予算額2億8419万7000円に対し、決算額2億8316万9000円で102万8000円の減となり、収益的支出は、予算額2億6743万4000円に対し、決算額2億7392万5000円となり、不用額△649万1000円となっている。

資本的収入は、予算額1億4926万8000円に対し、決算額1億722万2000円で4204万6000円の減となっている。資本的支出が予算額2億1455万8000円に対し、決算額1億7507万

4000 円、翌年度繰越額 2495 万 7000 円で不用額 1452 万 7000 円となっている。

資本的収支の差引 6785 万 2000 円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額 492 万 1000 円、過年度分損益勘定留保資金 496 万 2000 円、当年度分損益勘定留保資金 5796 万 9000 円で補てんされている。

慎重に審査した結果、全委員一致原案可決及び認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、接続率の向上に努められたいとの意見がありました。

以上、報告終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 48 号から議案第 56 号まで、9 議案を一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてから質疑をお願いします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑なしと認め、議案第 48 号から議案第 56 号についての質疑を終わります。

これから、議案第 48 号から議案第 56 号について一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで議案第 48 号から議案第 56 号の討論を終わります。

これから議案第 48 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 48 号令和 5 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（浪瀬真吾君）

起立多数です。

したがって、議案第 48 号令和 5 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 49 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 49 号令和 5 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（浪瀬真吾君）

起立多数です。

したがって、議案第 49 号令和 5 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 50 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 50 号令和 5 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（浪瀬真吾君）

起立多数です。

したがって、議案第 50 号令和 5 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 51 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 51 号令和 5 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（浪瀬真吾君）

起立多数です。

したがって、議案第 51 号令和 5 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 52 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 52 号令和 5 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（浪瀬真吾君）

起立多数です。

したがって、議案第 52 号令和 5 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 53 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 53 号令和 5 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（浪瀬真吾君）

起立多数です。

したがって、議案第 53 号令和 5 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 54 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 54 号令和 5 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（浪瀬真吾君）

起立多数です。

したがって、議案第 54 号令和 5 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 55 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。

お諮りします。議案第 55 号令和 5 年度東彼杵町水道事業会計利益剰余金処分の議決及び決算の認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（浪瀬真吾君）

起立多数です。

したがって、議案第 55 号令和 5 年度東彼杵町水道事業会計利益剰余金処分の議決及び決算の認定については、委員長の報告のとおり原案可決及び認定されました。

次に、議案第 56 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。

お諮りします。議案第 56 号令和 5 年度東彼杵町公共下水道事業会計利益剰余金処分の議決及び決算の認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（浪瀬真吾君）

起立多数です。

したがって、議案第 56 号令和 5 年度東彼杵町公共下水道事業会計利益剰余金処分の議決及び決算の認定については、委員長の報告のとおり原案可決及び認定されました。

日程第 13 議案第 58 号 龍頭泉駐車場落石防護柵修繕工事請負契約について

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 13、議案第 58 号龍頭泉駐車場落石防護柵修繕工事請負契約についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第58号龍頭泉駐車場落石防護柵修繕工事請負契約についてご説明をいたします。
次のとおり請負契約を締結することについて議決を求める。

1、契約の理由 龍頭泉駐車場落石防護柵修繕工事。2、契約の方法 指名競争入札による契約。
3、契約の金額 5702万700円。4、契約の相手方 住所 長崎県東彼杵郡東彼杵町三根郷1363番地、
会社名 有限会社東峰 代表取締役 三根公一郎。

提案理由といたしましては、下記に記載いたしておりますとおり、龍頭泉駐車場工事落石防護柵修繕工事の請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、産業振興課長に説明させます。慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。産業振興課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（楠本信宏君）

議案第58号につきまして町長に代わり補足説明を行います。

本工事は龍頭泉の駐車場に設置してあります落石防護柵の修繕工事を行うものでございます。契約工期につきましては、令和7年3月28日まででございます。

添付しております計画平面図をご覧ください。

図面中央上側の方にですね、青色で示しておりますのは既設防護柵の撤去の数量でございます。下側に赤色で示しておりますのが新設の数量となります。お示ししていますように、H=2.0mの防護柵を56m、H=2.5mを27m、合計で83m撤去いたします。その後、H=4mの防護柵84m新設いたします。

既設の防護柵につきましては、コンクリート建込方式であります。今回撤去するのは支柱と金網のみでございます。コンクリート擁壁は取り壊さずにそのまま残します。その後、現在の位置より数十センチ程度山側に土中建込方式で防護柵を設置いたします。

契約相手方の有限会社東峰であります。長年にわたり、国や県、また本町の多種多様な工事を受注されており、国土交通省からも表彰されたことがあられるなど、技術的に何の問題もないものと考えております。以上で説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

町長、質問事項は3回しかできませんので、多いんで、1回目のやつを、多いんでちょっと記録していただけますかね。

まず1つ、指名競争入札を行われた時期はいつだったんですか。よろしいですか、次いきます。

2番目、指名競争入札に指名された業者数は、これは規則で決まっているんですけども、何社あったんでしょうか。これが2つ目。

次、3つ目、そのうち入札に応じられた業者数は何社ありましたか。

4 つ目、その業者名を教えてください。

5 つ目、いいですか。入札された各社の入札金額を教えてください。

6 つ目、予定価格と最低制限価格を教えてください。これは税抜きでお願いします。よろしいですか。

最後、本工事の予算はどこから持ってこられた財源なのですか。以上、7 項目教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この指名競争入札につきましてはですね、既に公表はいたしておりますが、また再度説明をさせてもらいたいと思います。

最初に入札をしましたのが、9 月 6 日です。あとの項目につきましては、税財政課長に説明させます。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

まず、入札日は、先ほど町長が申したとおり 9 月 6 日でございます。

それから、指名業者数でございますけれども、10 社でございます。10 社、10 社ですね。

それから、応じた業者数は 8 社でございます。

それから、業者の名前、各社の金額でございます。

申し上げます、朽原建設さん 5198 万 2000 円、田尻建設さん 5197 万 3000 円、田中建設さん 5170 万円、中野組さん 5162 万 1000 円、山田組さん 5162 万円、高瀬建設さん 5620 万円、岡山建設さん 5750 万円、東峰さん、税抜ですので、5183 万 7000 円。

○——△——

暫時休憩をお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 36 分）

再 開（午前 10 時 38 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

予定価格 5586 万 1000 円。最低制限価格 5178 万 8000 円。こちらの財源としては過疎債を使用しております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

2 回目の質問です。

これは今年の 3 月議会で当初予算いっぱい出たやつですね。いっぱいもう色んな行事の中に含まれた予算の中に入っておりましたよね。

そして、今回は議会最終日、9 月、本来ならばですよ、9 月 5 日にこの議案、次のスクールバスも同じなんですけれども、上程された方が良かったのではないかな。

なぜならば、なぜならば、上程されなかった理由だけ聞きましょう。9 月 5 日に上程されなかった最終日になった理由を教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これはですね、仮契約をして、皆さん方にご報告しなければいけない。9 月 6 日に入札があっておりますので、当初、上程できなかったということです。

申し訳ありませんが、ここは遅くなったのはですよ、本当に私はもう責任を感じております。当初予算に可決して、もうちょっと早く事業推進ができればよかったんですが、その辺がちょっと滞ったのがですね。一日遅れた。

まず、当初予算案に可決したのは 9 月までこうする、そして最終日になったというのは非常に申し訳なかったと確かに思っております。

もしそういう形になりますので、今後とも職員には徹底してですね、仕事の計画配分、これをお願いをしたいと思いますので、この回は本当申し訳ありませんでした。最終日になったのはですね、そういうことでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

最後の 3 回目です。町長は申し訳なかったということなので、本当に申し訳なかった事項だと思うんですよ。

なぜならば、なぜ、もう 9 月 5 日に議会が、初日決まっているわけですよ、決まっています。それで入札の時期が 9 月 6 日、翌日だった。この入札の時期をもっと早くしておられれば、もうちょっと 2 日前にでもしておられれば議案が上程できてたわけですよ。そうですね。

私は、本当、なぜこれを強く言うかといいますと、昨年 12 月の定例会、加工センターもそうでした、議会最終日ですよ。あの時の補助金、株式会社彼杵の荘に対する加工センターの補助金、7 割の補助金、金額約 2556 万円をやるかやらないか、補助するか補助しないかという議案を、その日に出してその日に即決、そして、いろいろな株式会社彼杵の荘の代表者に聞く時間もない。それから、その時もしこいの広場のサーモンの現地を見に行く時間的、委員会で見に行く余裕もない。それから、食堂館に納めておられる、加工食品を納めている業者 10 名おられましたけれども、その方々の意見、撤退する意見も直接お聞きする時間的余裕のないままその日に出して、それに即決。これは乱暴。

今回もそうなんです。先ほど、産業振興課長から説明ありました龍頭泉駐車広場への落石防止、私はこの現地も行ってません、防護柵を。我々行った人いないと思います。

行ってない状態でこの予算金額。今日、本日 5702 万円ちょっとのお金を議決してくれ、これまた乱暴だと私は思っています。

それから、落石防止がこの工事だけでいいのかどうか。いいですか。

私はあそこの、何だ、蕎麦屋さんがありますよね、右下に。今やっておられるかどうかわかりませんが、あそこから龍頭泉に至るところまで、非常に落石が危険極まりない所、多数あります。

あそこまで落石防止の工事を施すとなれば、あそこ町道と認識しているんですけども、これ町道でなかったら訂正しますけれども、町が整備すべき道だと私は認識しています。

あれの落石防止をするとすると、これまた途方もない財源が必要となってくるわけでございます。諫早の轟の滝、落石で尊い人命が、2 名の方が亡くなられたのをまざまざと記憶に蘇っているんですけど。

そういったことで、この 5702 万円の予算で落石が防止できると町長はお考えなのかどうか。これ以上、もうこれでもう龍頭泉の落石防止は財源を投入する必要はないのかどうか。ここが一番肝心かなめのところ、ちょっと教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今回はですよ、契約の案件で、予算の時も説明をしています。

私が最終日に出そうが出すまいが、私も議員でしたから、会期の、私は招集するだけの権限なんです。会期はもう議会で決められるから、ここがもし時間が足らなければ延長でもして協議を、審議をされても結構だと思うんです。

ただ申しますのは、落石防護柵を今回、前回作っておりましたのが危なく、上から崩れておりますので、あそこ駐車場でございました。

それで、財源はたまたま過疎債が7割補助がございましたからそれで対応するということですね。財源も本当に町は金がないから非常に探しながらしています。

そういうことで、ずっと途中経過はもう雨が降ったりする時には通行止めまでして観察をしてから大体何日か経った後に開通させる。そういう対策を執っています。

全部はもうできません、大石議員がおっしゃったようにですね。ただ、今崩れてくる所が駐車場で皆さんがやはりそこに集まって来られるから、危ないから、命をまず守らなければいけないからするということですね。

ただ、本当に最初取りかかりが遅くなったのはですね、先ほど言いましたように申し訳ありませんでしたということです。これは、いろいろ理由を言えば言い訳になりますので言いませんけれども、いろんなあれが重なりましてですね。

実は、他所の大きな市なんかですよ、1 つの係に 3 人ぐらいスタッフがいるんですよ。うちは 1 人で 3 役、4 役しなくちゃいけない。小さな町ですから。これ本当に言い訳で申し訳ないんですが、職員も今働き方改革もございます。余裕もない状態で一生懸命やっていますので。

ただ、本当に議会に出したのは申し訳ない。そして、もう一つ理屈を言わせれば、臨時会の時は全てこういうのは臨時会でお願いをしていたんです。時間が足りない時はですね。それも1日で大体していましたね。

ただ、本当に当初予算に上げたのを今回遅くなったのはもう本当に申し訳ない。3月に予算を組んでいますからですね。5か月ぐらい過ぎたのは本当に確かにこっちの職務怠慢と私は思っておりますので、今後職員には徹底した指導を行いたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたしますします。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

見積もり期間はどのくらいあったのでしょうか。

実はですね、建設業者からですね、見積もり期間が長すぎるっちゅうことで言われていますので、たぶん町としてはですよ、適正な期間をとられているかと思うんですけど、業者としてはもう早く入札をして決めて次にまた次の仕事をしたいということで思っておられる方が多いんですよ。そのところのもう少し見積もり期間の短縮をですよ、できないかどうか、それをよろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに構議員がおっしゃるとおりですね、入札執行通知を上げましたのが8月の22日。それから9月の6日の入札ですから少し期間としてはどうなのかなと思っておりますが、税財政課長に説明をさせます。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

当町の規則の方で10日ということで決めております。ちょっと土日を含みますので2週間ぐらい取るんですけども。また県の方もですね、10日ということでやっていると思います。

県の方もですね、10日ということになっているかと思いますが、早くしたいという意見もあるかと思いますが、早くすることで設計ができないという業者も中にはおられる可能性がありますので、そちらにつきましてはですね、規則どおり行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

ないですね。

ただいま議題となっています議案第58号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 58 号は、委員会付託を省略することに決定しました。
これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 58 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 58 号龍頭泉駐車場落石防護柵修繕工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 59 号 千綿小学校スクールバス購入について

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 14、議案第 59 号千綿小学校スクールバス購入についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 59 号千綿小学校スクールバス購入についてご説明をいたします。

千綿小学校スクールバスの購入について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

1、取得の目的 千綿小学校スクールバス用車両（3 台）購入。2、取得予定額 2574 万円。3、購入先 住所、長崎県大村市富の原 2 丁目 409 番地 1、会社名 有限会社タナカ電装 代表取締役 田中正雄。

提案の理由でございます。千綿小学校において児童の通学時等に係るスクールバス運行を開始するにあたり、専用のスクールバス車両を購入するため、本案を提出するものでございます。詳細につきましては教育次長に説明させます。慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

議案第 59 号につきまして、町長に代わり補足説明を加えます。

町立小中学校に係る児童生徒の通学時等の遠距離通学支援及び通学時の安全確保対策として、町立小中学校へのスクールバス導入計画を進めております。

今回のスクールバス購入は、まだ未整備でございます千綿小学校においてのスクールバス運行を令和 7 年度から実施するために購入するものでございます。

購入するバスの内容になりますが、29 人乗りのマイクロバス 3 台を購入いたします。

議案第 59 号の関係資料として、カタログ資料を添付しておりますので、そちらをあわせてご参照をお願いいたします。

購入車両の仕様になりますけども、メーカーは三菱ふそうになります。車種名は三菱ローザ、グレードがエコライン。エンジン使用はディーゼル車になります。

関係資料の表の右端の方のところになりますが、赤枠で囲んだところでございます。

資料が大変小さく見えにくいもので申し訳ございませんが、赤枠内の中で、かつ赤マーカーで着色した部分になりますけれども、変速方式は 6 速のオートマチックで、駆動方式は 2WD になります。乗員定数は 29 人乗りで、ドライバーを含みますので、児童の乗車人数は 28 人の乗車ということになります。

なお、千綿小学校区での利用計画になりますが、令和 7 年度児童数見込みで、対象とする千綿小学校校区に係る地区で、駄地地区と平似田地区を除く 9 地区で路線を計画しております。対象児童数が 73 名を予定しております。路線数といたしましては、3 路線を計画しております。説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

お伺いしたいのがですね、本来ならばこれ三菱ということですから、例えば他の町営バスあたりもそうですけれど、メーカーから買って、メーカーと契約してメーカーと、メーカーが装備の改装するというような方法もあったんですけど、今回、このタナカ電装さんというのは、大体電気屋さんですもんね。電装屋さん。なぜこういう経過になったのか、ちょっと基本的なことを教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

タナカ電装さんはですね、名称がタナカ電装ということになっておりますけれども、こちらは車の会社でして、三菱の何と言いますか、認定店と言いますか、正規の認定店でございます。車の会社でございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

4 番議員、吉永秀俊君。

○4 番（吉永秀俊君）

ちょっと回答がですね、今の私の質問は、なぜメーカーからじゃなくて、そのメーカーの下請けから取ったのかということをやちょっと聞いたんです。その経過の説明をしてくださいということで

す。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

失礼いたしました。こちらにつきましてはですね、一般競争入札で公募を行いまして、応札された業者さんですね、タナカ電装さんが手を挙げられてということ決定しております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

2 番、児玉隆行議員。

○2 番（児玉隆行君）

一般競争入札ということで、広く応札があったのかと思うんですが、何社応札があって、その中に町内の自動車を扱う会社がたぶんあるかと思うんですけど、なぜこれを質問するかというんですね、せっかく町が発注するのであれば、町内の業者の参加が可能であればですね、町内の業者がとる方が町としても当然良いわけで、これ大村市内の業者ですけれども、町内の参加できる業者がなかったのか。あったのであれば、今後も購入をしていただくようなシステムに変更できないかお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今回はですね、町内はなくて1社のみでございましたものですから、もうやむを得ずここに決定したということでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

2 点ほどちょっと質問します。

まず、今回ですよ3台のバス購入をされますよね、運転手の確保はどうなっているのかどうかですね。

今、運転手が特に足りないことを聞いていますが、その見込みとしてですよ、これはたぶん委託をされると思うんですけど、その見込みをお尋ねします。

それから、あと1点はですよ、この議案書の提案の仕方なんですけれども、2 番目がですよ、取得予定額ってなっているんですよ。これ、私もちょっと今回工事の件が上がっていたものですから、ちょっと今回気になったんですけど、仮契約ですよ、金額はもう決まっているんですよ。

これは予定じゃなくて、今までは、ちょっと総務課長にちょっと話を聞いたんですけど、前回これは購入予定額と書いていたということで聞いたんですけど、これはもう購入額でいいんじゃない

ないでしょうか。契約の方はですよ、契約。それをすれば契約予定額になると思うんですけど。

そして、ある自治体に聞いたらですね、やはりこのような書き方をしているということと言われました。ただし、ここは検討の余地があるねということで言われたもんですから、できたら、もう仮契約しているんですから、これが予定というのが入るのがおかしいんじゃないかなと私は思っておりますが、町長の考えはどうでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この仮契約の中ではですよ、まだ議会の議決を受けるまでは決定じゃございませんので、今回、東彼杵町は全部予定ですね、お願いをしたいと。仮契約というのは予定でございますので、ここで議会で議決を受けられて購入額、予定になるという方向で私は考えてこういう形で上程をさせておりますのでよろしく願いいたします。教育次長に。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

運転手の確保につきましては、構議員ご指摘のとおり、私たちも懸念をいたしております。果たして今の情勢の中でですね、確保できるのかどうかですね。

ただ、運転手の確保につきましては、今回、一般会計予算におきまして令和7年度以降の運転業務委託契約のですね、債務負担行為を上げさせていただきました。

これをもちまして、次年度の運行計画に伴う運転手の確保等のですね、受託業者の選定と言いますか、入札等に次の業務を進めていくことになります。この中で十分こういった確保ができるような期間を取ってですね、受託業者が動きやすいような、取り組みしやすいようなことでの時間を、検討の期間をですね、十分図れるよう配慮していきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

3番、構浩光議員。

○3番（構浩光君）

先ほど回答いただきましたように、工事の方はですよ、契約の金額となつとですよ。だったらここにもやはり仮を付けるなりしなければおかしいんじゃないでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今回はこの議案でお願いしておりますので、次、またいろいろこっちも検討をさせていただいて、統一をするかどうかをしたいと思っております。よろしく願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

4番、吉永秀俊議員。

○4番（吉永秀俊君）

ちょっとこれは直接関係ないんですけど、議案とは。今回こういうことでスクールバスが全部

で彼杵に1台増えて、千綿に3台、全部で12台になりますかね。12台、なるかな。そうですね。

それと、町営バスが今3台ですよ。3台。それでオンデマンドの車がありますんですけど、2台ですね。

これたぶん、今別々の委託契約をされているんじゃないかと思うんですけども、今後ですよ、こういった委託を一括して委託をするという方法もありますんで、そこら辺の委託については、是非、今後、町長、検討していただければどうかと思いますけれど。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに吉永議員おっしゃるとおり別々に契約しておりますので、今後ですよ、一括してできるかどうかともまた検討していきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

1番、大安義和議員。

○1番（大安義和君）

前回これより小さなタイプの購入の時にガソリン車だったと思います。その時にディーゼル車の選択肢はなかったのかという質問をしたところ、なかったと。

今回はディーゼル車、ランニングコストも考えてディーゼル車一発されたと思うんですけど、もう初めからディーゼル車ということで決められたのでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

代わりましてお答えいたします。

選定につきましてはですね、その経過としましては、結論から申し上げます、もうこの三菱ローザの車種ですね、これしか、いわゆる今回必要とする車両のですね、に該当する車両がなかったというのが結論でございます。

また、他の補足的な意味合いでも加えますと、この29人乗りのマイクロバスはですね、かつ、ディーゼル車しかないという内容の状況でございます。

結果、そういった理由でですね、今回の指定につきましてはディーゼル車ということで決定をさせていただきました。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

3つほど質問させてください。

まず1つは、このタナカ電装さん1社、競争入札でもなんでもなし。競争入札もなかったからよ

かったんだと思いますけれども、1社だけにされた理由はなぜだったのか。複数見積もりは取られなかったのか。これが第1点です。

第2点目、この財源2574万円の財源はどこから出ているのか。そして、国とか文科省ですよね、そういったところの補助率はどの程度あったのか。町の財源がどのくらい負担だったのか。これが2点目です。いいですか。

3点目、次はこれ来年度から運行するということなんですけれども、今回購入したら来年4月から、期間相当ございます。スクールバス運行に関して、これ教育長の方への質問になるかと思えますけれども、保護者の方々への運行に関する説明はいつ予定をしておられるのか。その点をお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

なぜ1社だったのかというのはですね、一般競争入札で全部に網羅して手を挙げられたのはここだけだったから1社ということです。他の応札、応札と言うか、応募がなかったということですね。一般競争ですから。ですからそういう形です。

それと、2574万円の件は、これは辺地債です。辺地債でお金を借りて返す時に80%の交付税措置があるやつですね。辺地債。

それから、教育次長に来年度の説明会。教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

保護者等への説明につきましては、この今回ですね、導入の決定が受けられれば大方の条件を揃えましたので、12月末までにはですね、そういった調整を行って学校との調整を行って、保護者等々の機会を設けたいと考えております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

その保護者説明会の時ですよ、一番問題はスクールバスの乗降位置が一番問題になろうかと思うんですよ。やはり保護者、児童のおられるところの一番便利性の良い所を、その点をよく保護者にせんと、今までの過去ですね、乗降位置で二転三転したところはあったように聞いています。

その保護者の要望、保護者の強い方の意見が通ったのかどうかは、私は定かでないんですけれども、乗降位置が変わったということは、そういうことはあってはならないんであって、客観的に、公平にその児童数のよく位置を調べて、一番安全な所で乗降できる位置を教育委員会の方でしっかりと詰めて、詰めた上で保護者との説明会をしていただきたい。

また、保護者の方々から、そのような説明があった時にきちんと説明できるような対応をして対策を講じていただきたいと思います。その点いかがでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

まず、児童生徒等の乗り降りする場所の位置でございますが、基本、毎年度ですね、生徒の、本町におきましては、どうしても散在地区でございますので、そのルートにつきましては、児童生徒のその年度年度の状況に応じて乗り降りの場所が変わる可能性もあります。

ただ、基本的にですね、大石議員ご指摘のようにタクシーでございませんで、あくまでもスクールバスなので、そういった、なおかつ車両の色々な条件もございます。そういった条件等、停留所等の位置の環境ですね、そういったものを加味しながら、基本的な停車位置はですね、検討していきたいと。

一応これをもって保護者に説明をしまして、ただどうしてもやはりいろんな停車する場所においては、我々も想定できない危険な要素があったりしますので、そこら辺は十分やはり保護者のご意見等をですね、踏まえて最終的な乗車位置等はですね、検討したいと。ただ、基本的にはやはり一定の各地区のですね、ある程度子どもたちが集まって乗っていただくということを基本として検討を行っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

今度は町長への質問です。

先ほど応募した会社が1社のみしかなかったと。町当局から、これ教育委員会なんですかね、町当局になるのかな、この1社のみというのは、私はちょっと、公募の期間、公募した期間があるんでしょうけれども、積極的にこういうスクールバスを3台買いますよと、応募される働きかけはなされなかったんですか。

ただ公募して、ホームページか何か流して応募が1社のみだったのか、あるいは何社に声をかけて、1社のみだったのか。これどちらなんです。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

私が言うか、言うべきなのかどうかちょっとあれですけども、一応、先ほど税財政課長からですね、説明がありましたように、基本的に物品購入につきましては一般競争入札というのが原則でございます。その中で公募をいたしまして、それに業者が応札を応じるというところでございます。

ただ、先ほど、他の議員さんからもお話があったように、一応教育委員会としましては、入札業

務はですね、税財政課が、所管が行いますが、やはり私たちとしては、今日今後のメンテ等、色々なことを考えればですね、やはり町内の関係者という事業所がですね、かかればというようなそういった期待もございましたので、一応ホームページでは公開した後でございますけれども、町内の自動車販売業者にですね、それが資格があるかどうかは別としましてですね、こういったスクールバスの購入をホームページに上げておりますというようなご案内だけはですね、させていただきました。その結果をもってですね、どう判断されたか確認はいたしておりませんけれども、情報提供だけは行ったというところでございます。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

最後の質問になりますけれどもね、もう 1 社のみっちゅうのはね、極めて適切でないと思います。

私は今、家の全面塗装を計画しております。これはプライベートのことですけれども。自ら 4 社探して当たって、見積もりを出させて、比較検討してやって、もう様々です。金額は 50 万円ほど違いますよ、塗料の同じ質で。

というように、1 社だけっちゅうのはもう極めて不適切。競争入札ですから、やはり競争して、少しでも町の町民の貴重な税金が、財源がですよ、効率的に使われるようにしないと。もう自分のお金じゃないからもうどうでもいいやとか、これはちょっと言い過ぎですけど、そういうふうに思われても仕方がない。町の税金だからじゃなくて、町民の税金である貴重な税金であるという観点に立てば、もう自ら探し出す、スクールバス。大村市内にも、ガソリン車だけ、ディーゼル車だけじゃなくてガソリン車もありますよ、ね。ディーゼル車ガソリン車、そういうところ。こういった、先ほどのタナカ電装さんだけじゃなくて、もっといっぱいあろうかと思います。

なぜそうされなかったのか。今後、今回もうしょうがないですよ、もう議案出されていますから。今後の、この町バスとかスクールバスとか購入される時に、是非そのように、もう自ら売り込みにあたる。見積もりを取ってもらう所をあたるような熱意をもって業務をやっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

大石議員が先ほどそうおっしゃいましたけれど、実は町内業者も問い合わせがいろいろあって辞退をされているんですよ。辞退、入札がもうできないということですね。

だから、一般競争入札というのは、もう全部に入札を呼びかけるんですから、それでも 1 社しかなければ法律がそうになっていますから、1 社でもやむを得ない。

ただ、もう予定価格ギリギリで落札したりすることは 1 社でもありません。これはもう自分たちの応札ですから。役場もその予定価格を決めますからですね。

だから、そういう形で、みんなが集まってしなければいけないということじゃなくて、これは一般競争入札と調べていただければわかるんですが、みんなに呼びかけていますからですね。町内業者も問い合わせがあつて。

○——△——

——△——△——

○町長（岡田伊一郎君）

いやいや、そういうこともできるようになっているんですよ、一般競争入札ですから。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

5 番、尾上庄次郎議員。

○5 番（尾上庄次郎君）

先ほど教育次長がですね、12 月末までに保護者に説明するという事でちょっと出されたんですけど、今ですね、大野原の小学校に何人か行っておられる方がおるんですけど、来年の4月からということですけど、そこの辺りの子どもたちの関係はどうされるのか、ちょっとお伺いしたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

大野原小中学校につきましては、遠目地区の児童生徒がですね、今現在も2名ですか、就学をしている状況でございます。その就学につきましては保護者の意向の中でですね、就学先調査ということで選択をされます。

今後ですね、将来的にはこういった環境が整えば、いわゆる校区となっております千綿小学校区へのですね、通学というのも可能になってこようかと思しますので、十分そういった情報を含めて、今後、遠目地区の関係保護者にはですね、情報をお知らせしながら、最終的には保護者の判断になります、いろんな他の案件もございますので。そういった情報提供しながら、しっかり保護者との調整をですね、行っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほどの大石議員の税の使い方でございますけれど、今度公表もします。物品購入ですから最低制限はありません。だからずいぶん安くいられているんですよ。

だから、そういうその発言をされればですよ、全く税金を投入してしまうという形で思われるから、そうじゃないことはですね、結果を発表しますので見ていただければわかります。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

ないですね。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 59 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 59 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 59 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 59 号千綿小学校スクールバス購入については、原案のとおり可決されました。

日程第 15 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 15、委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、お手元に配りました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 16 議員派遣の件

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 16、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本件については、会議規則第 127 条の規定により、お手元に配布しました別紙のとおり、議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配布しました別紙のとおり、派遣することに決定しました。

なお、ただいま決定しました議員派遣の件で、後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、後日変更等があった場合は、議長に一任することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和6年第3回東彼杵町議会定例会を閉会します。

閉 会（午前11時18分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 浪瀬 真吾

署名議員 構 浩光

署名議員 吉永 秀俊